

目次

P -CR -2nd-★抗告20210816.....	2
-----------------------------	---

抗告申立書 P

令和 3 年 8 月 16 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 2 年 6 月 15 日に、群馬県警沼田警察署員の塚越幹と橋本誠ら 9 名を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R2 検 1279～1291)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 2 年 11 月 30 日付で不起訴処分¹の通知を受けた。

これについて、令和 2 年 12 月 7 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R2 つ 1)、令和 3 年 7 月 27 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生に棄却された。

しかしながら、この決定は、合理的処分であるとしながら、以下の通り、その合理的根拠が無い。

「罪とならず」とした理由が無い。つまり、またしても、申立理由(列挙した蓋然性)を無視している。

理由も無いのに、なぜ合理的と言えようか? 最大要素が欠落していて、捜査や裁判たり得ようか?

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

これは経験則違反であるが、最大要素が欠落しているのに判断できないから論理則違反でもある。

つまりこれは重大な事実誤認であり、刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

したがって、本棄却決定は全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

事件番号 前橋地方裁判所 令和 2 年(つ)第 1 号

請求の原因

以下の合理的根拠の欠如の訴えを、またしても無視しているが、判定は不可欠である。

この、当り前の訴えを無視し続ける全機関共通の狂気が意味するものは、無法社会の陰謀しか無い。

つまり、故意の非人扱いであり、圧倒的多数(包囲網)によって開かずの判例とせんとする意図である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにインチキ、イカサマ、デタラメでも構わないということである。

なお、包囲網の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

★特に、恣意性一覧表に列挙した各蓋然性を検証した機関が無い点こそ、陰謀の証明である。

各事件の概要は、私のサイト <https://alien1961.jp/>にも掲載している。

●反論 第二 当裁判所の判断 (4 頁) 合理的であり正当行為である旨

●原事件の核心に列挙した蓋然性が不可欠の判断要素であることを、合理的根拠無く、無視している。

合理的根拠の無い国家権力の行使(不起訴処分)は許されないし、正当業務行為でも有り得ない。犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い。また、合理的根拠が無い点は、必然的に不正な目的である。要するに虚偽であり、極めて反社会的な判断なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。正当業務行為ではないから、手続(告訴)の妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。本決定は、摘示した当り前の蓋然性を無視することによって、正当業務行為ではない点を隠蔽している。

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽●

要するに以下の、★有り得ない人為現象である点の蓋然性を無視している。犯人達の余地の無い言い逃れを盲信している。★間違える余地など無い。確率数値で考えようとしなない点は、明らかに不合理であり、既述の法令違反である。当り前のことを認めない点は、正当業務行為どころではなく、犯罪である。

★★★前例の無い行為が、申立人限りで、短期間に集中した点

★★★間違える余地が無い点

★★行為の違法性があまりにも自明な点

●原事件の核心 付審判請求書 2 頁 判定は不可欠である

このように、何度も同じ摘示を繰り返させること自体が公務員職権濫用罪であるが、敢えて再掲する。

●黒を白とする典型的隠蔽である 馬鹿々々しい言い逃れ

詳細は当該告訴状の通りであり、毎回閑散状態の公衆浴場で、入浴中に、洗い場に置いたままの(使用中の)イスを横取りするという、前例の無い行為が、申立人限りで、短期間に集中したのは、100%の確率で、皆で通謀して横取りを繰り返して見せることによる、包囲網の組織力の誇示である。

1 前例の無い行為である点

前例が無い点は違法性が公知であることの証左であり、その行為を敢行したことは、当り前に、申立人への害意を示唆している。

2 申立人限り的人為現象である点

前例の無い申立人限りの現象なので、明らかに申立人を狙った横取りである。

3 短期間(20181201～20190129)に 10 回も集中し、その後突然無くなった点

4 間違える(置き忘れだと思ひ込む)余地が全く無い点

閑散状態では、敢えて置いてあるイスを選ぶ余地も、使用中か否かを確認しない余地も無い。

5 横取り行為の違法性(反社会性)があまりにも自明な点

イスの横取りは、公然と他人の存在を否定する行為であり、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱すので、極めて反社会的で、典型的な公序良俗違反の人格権侵害行為である。

端的に言えば、「貴様、我を愚弄するか?」と刺し殺されても不思議は無い行為である。

以上